

障害者の権利条約と建設的対話報告の対応表

障害者の権利条約	建設的対話(国連)
<p>第1条 目的 この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。 障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。</p>	
<p>第2条 定義 この条約の適用上、 「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。 「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。 「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。 「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人々が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。</p>	<p>4. 委員会は、2019年から発効している「盲人、視覚障害者又はその他の活字障害者の出版著作物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約」の批准など、2014年の条約批准以降に締約国が実施した措置を歓迎します。</p>
<p>この条約の原則は、次のとおりとする。 (a) 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立の尊重 (b) 無差別 (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容 (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ (e) 機会の均等 (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ (g) 男女の平等 (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重</p>	

第4条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

(a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。

(b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。

(d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。

(e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。

(f) 第二条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。

(g) 障害者に適した新たな機器(情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。)についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。

(h) 移動補助具、補装具及び支援機器(新たな機器を含む。)並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。

(i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。

5. 委員会は、障害者の権利を促進するためにとられた立法措置、特に「障害者の権利」の採択に感謝を持って留意する。

(a) 「障害者の情報通信の確保及び活用に関する施策の推進に関する法律」(2022年)

障害者差別解消法のための裁判所の指示の取り扱いについて
<https://www.courts.go.jp/about/syougaisyahairyo/index.html>

(b) 障害者差別解消法(平成25年法律第65号)及びその改正(平成33年法律第56号)により、公共及び民間事業者団体に障害者のための合理的配慮を提供することが義務付けられた。

第4次障害者基本計画

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku30.pdf>

(c) 聴覚障害者の電話利用の円滑化に関する法律(平成二十二年法律五十三号)

合理的配慮に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11704000-Shokugyouanteikyokukoureishougaihougaikoyoutaisakubu-shougaisahakoyoutaisakuka/0000078976.pdf>

(d) 旧優生保護法に基づく優生手術を受けたものに対する一括補償の実施に関する法律(2019年)

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=431M60000100072_20201225_502M60000100208

(e) 高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)2018年、2020年改正、アクセシビリティ基準の促進

バリアフリー法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000091>

(f) 視覚障害者の読書環境の整備を一層促進するための法律(2019年)

視覚障害者等の読書環境の整備(読書バリアフリー)について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/shougaisahukushi/sanka/bunka_00003.html

(g) ユニバーサル社会の実現に向けた総合的かつ一体的な施策の推進に関する法律(2018年)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC1000000100>

(h) 障害者の文化芸術活動に関する法律(平成30年法律第47号)

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC1000000100>

(i) 障害者雇用促進法(昭和35年法律第123号)及び2013年の改正により、障害者の法定雇用義務の対象を知的障害者、身体障害者に加え、心理社会的障害者にも拡大し、合理的配慮の確保を義務づけたこと。

<p>2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。</p> <p>3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者(障害のある児童を含む。以下この3において同じ。)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。</p> <p>4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。</p> <p>5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する</p>	<p>障害者雇用促進法について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudu/koyou/shougaishakoyou/03.html</p> <p>7. 委員会は懸念している。 (a) 障害者に対する父権主義的アプローチを伴うことにより、障害関連の国内法及び政策が条約に含まれる障害の人権モデルと調和していないこと。 (b) 障害者資格・認定制度を含む、法律、規制、実践にわたる障害の医学的モデルの永続化。これは、障害と能力評価に基づいて、より集中的な支援を必要とする人、知的、心理社会的、感覚的障害者を障害者手当や社会参加制度から排除することを促進するものである。 (c) 「精神無能力」「精神錯乱」「心神喪失」などの蔑称や「心身の障害」を理由とする欠格事項などの差別的な法的制限。 (d) 条約の日本語訳、特に「インクルージョン」「インクルーシブ」「コミュニケーション」「アクセシビリティ」「アクセス」「特定の生活様式」「パーソナルアシスタンス」「ハビリテーション」の用語が不正確。 (e) 移動支援、身体的支援、コミュニケーション支援など地域社会における障害者への執拗なサービスや支援の提供における地域や自治体の格差。</p>
<p>第5条 平等及び無差別</p> <p>1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。</p> <p>2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。</p> <p>3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。</p> <p>4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。</p>	<p>13. 当委員会は、次のことを懸念している。 (a) 障害者差別解消法では、多重・交差型差別が含まれておらず、障害者の定義が限定的である。 (b) 合理的配慮の拒否は、生活のあらゆる場面で障害を理由とする差別として認識されていない。 (c) 所街に基づく差別の被害者が利用しやすい苦情や救済の仕組みがない。 ・合理的配慮ってそもそも何？色々なところが出している例は？</p>
<p>第6条 障害のある女子</p> <p>1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。</p> <p>2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる。</p>	<p>15. 委員会は懸念している。 (a) 第4次障害者基本計画等の障害関連法・政策における男女共同参画の推進、第5次男女共同参画基本計画等の男女共同参画法・政策における障害女性・少女の権利の推進のための施策が十分でないこと。 (b) 障害を持つ女性や少女のエンパワーメントのための具体的な措置がないこと。 <持続可能な開発目標> 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性および女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態</p>

	<p>の暴力を排除する。</p> <p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p><男女共同参画政策> 障害関連の法律や政策にジェンダーの視点を主流に。 https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html</p>
<p>第7条 障害のある児童</p> <p>1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。</p> <p>2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。</p> <p>3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。</p>	<p>17. 当委員は、懸念を持って観察する。</p> <p>(a) 母子保健福祉法で規定されている早期発見・早期療育システムは、障害のある子どもたちを、診察を通じて社会的隔離に導き、地域社会や包括的な生活の展望を妨げている。</p> <p>(b) 児童福方を含む全ての関連法において、障害のある子どもたちが意見をきき、彼らに影響を与える全ての事柄について自由に意見を表明する権利について、明確な認識が欠如している。</p> <p>(c) 家庭、代替施設、デイケアにおいて、障害のある子どもを含む子どもへの体罰が完全に禁止されていないこと、また、障害のある子どもを虐待や暴力から予防し保護するための措置が不十分であること。</p> <p>早期発見・早期療育システムの帰結。地域に開放されているのか。</p> <p><母子保健福祉法> (健康診査)</p> <p>第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。</p> <p>一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児</p> <p>二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児</p>

障害者権利条約と建設的対話報告の対応表

障害者の権利に関する条約	建設的対話(国連)
<p>第八条 意識の向上 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的かつ適当な措置をとることを約束する。 (a) 障害者に関する社会全体(各家庭を含む。)の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。 (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行(性及び年齢に基づくものを含む。)と戦うこと。 (c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。</p> <p>2 このため、1の措置には、次のことを含む。 (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。 (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。 (ii) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。 (iii) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。 (b) 教育制度の全ての段階(幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。)において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。 (c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。 (d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。</p>	<p>意識改革(8条)</p> <p>19. 当委員会が懸念していること (a) 社会およびメディアにおいて、障害者の尊厳と権利に関する認識を高めるための努力と予算配分が不十分である。 (b) 障害者、知的障害者、心理社会的障害者に対する差別的な優生思想、否定的な固定観念や偏見。 (c) テキスト「バリアフリーマインド」等の啓発施策の作成に障害者の参加が不十分であり、その評価も不十分である。</p> <p>20. 委員会は、締約国に対し、次のことを勧告する。 (a) 障害者に対する否定的な固定観念、偏見、有害な慣行を排除する国家戦略を採択し、その策定と実施、および定期的な評価への障害者の密接な参加を含むこと。</p> <p>障害者週間の評価</p> <p>障害者に対するドキュメントや映画、ドラマなど</p> <p>(b) メディア、一般市民、障害者の家族のために、障害者の権利に関する啓発プログラムを開発し、十分な資金を提供するための措置を強化すること。</p>
<p>第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ 1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信(情報通信機器及び情報通信システムを含む。)並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。 (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設(学校、住居、医療施設及び職場を含む。) (b) 情報、通信その他のサービス(電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。)</p> <p>2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。 (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。 (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。 (c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。</p>	<p>アクセシビリティ(第9条)</p> <p>21. 当委員会は懸念をもって留意する。 (a) ユニバーサルデザイン基準を組み込み、すべての領域を網羅するために、すべてのレベルでアクセシビリティの義務を調和させるための限られた戦略。 (b) 特に大都市以外では、情報へのアクセスや、学校、公共交通機関、アパート、小規模店舗などの確保がほとんど進んでいない。 (c) 建築家、デザイナー、技術者に対するアクセシビリティ基準や条約上のユニバーサルデザインに関する啓発・研修が不十分である。</p> <p>22. 委員会は、アクセシビリティに関する一般的意見第2号(2014年)を想起し、締約国に勧告する。 (a) 障害者団体と緊密に協議しながら、政府のすべてのレベルにわたってアクセシビリティを調和させ、ユニバーサルデザイン基準を定着させ、特に建物、交通、情報通信、その他の施設やサービス(主要都市以外も含む)が市民に開放または提供されるように、行動計画およびアクセシビリティ戦略を実施すること。 (b) 建築家、デザイナー、エンジニア、プログラマー向けのユニバーサルデザインおよびアクセシビリティ基準に関する</p>

(d)公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。
(e)公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。)を提供すること。
(f)障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
(g)障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム(インターネットを含む。)を利用する機会を有することを促進すること。
(h)情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第十条 生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第十一条 危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法(国際人道法及び国際人権法を含む。)に基づく自国の義務に従い、危険な状況(武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。)において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

る継続的な能力開発プログラムを強化する。

UD: 授業・日常
例、バリアフリー映画祭

UDとバリアフリーの定義

生命に対する権利(10条)

23. 委員会は、障害者が死亡した事例に関する報告について懸念している。

(a)緩和ケアを含む医療処置の非開始及び／又は継続に関して、障害者の意思及び希望が考慮されていないことを含む、障害者の生きる権利の保障の欠如。

(b) 障害を理由とする強制入院の状態での身体拘束および化学的拘束。

(c) また、精神科病院での死亡の原因や状況についての統計や独立した調査が行われていないことを懸念している。

24. 委員会は、締約国に対し、障害者の組織および独立した監視機構と協議して、次のことを勧告する。

(a)緩和ケアを含む治療に関して、障害者の生きる権利を明示的に認め、意思・嗜好の表明とそれに必要な支援を含むそれぞれのセーフガードを確保すること。

(b) 障害に基づきいかなる形態の強制的な入院や治療も防止し、地域ベースのサービスにおける障害者への必要な支援を確保すること。

(c)精神科病院での死亡事例の原因や状況について、徹底かつ独立した調査を実施する。

青い芝の会
老々介護
障害者の自殺

危険な状況および人道的緊急事態(第11条)

25. 当委員会が懸念していること

(a) 合理的配慮の否定を含む、障害者のプライバシーや非差別の権利に対する防災基本法上の保護が限定的である。

(b)危険な状況や人道的緊急事態における避難シェルターや仮設住宅へのアクセスの悪さ。

(c)地震や原子力発電所の災害を含む災害リスク軽減や気候変動の計画、実施、監視、評価プロセスにおいて、障害者団体との協議が不十分であった。

(d) 知的障害者のための緊急通報システムのアクセシビリティを含む、危険な状況、災害、人道的緊急事態に関する限られたアクセス可能な情報。

(e)熊本地震、九州北部豪雨災害、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震における「災害リスク軽減のための仙台フレームワーク2015-2030」の実施不足。

(f)COVID-19の大流行に対する、情報、ワクチン、保健サービス、その他の経済・社会プログラムへのアクセスを含む障害者を含む対応の欠如と、施設にとどまっている障害者に対する大流行の不釣り合いな影響。

26. 委員会は、締約国に対し、次のことを勧告する。

(a) 防災基本法を改正し、合理的配慮の拒否を含む障害者のプライバシーと非差別の権利、および防災・減災と危機的状況、人道的緊急事態に関連する問題を強化すること。

(b) 危険な状況や人道的緊急事態において提供されるシェルター、仮設住宅、その他のサービスが、年齢や性別を考慮した上で、利用しやすく、障害者を含むものであることを確認する。

(c) 障害者とその家族を含むコミュニティ全体が防災・減災計画に参加し、コミュニティ中心点に基づく個々の緊急時計画や支援システムを開発し、安全でアクセスしやすい集合場所、緊急避難所、避難経路を特定することにより、強靱なコミュニティを構築する。

(d) 危険な状況や人道的緊急事態において、すべての障害者とその家族が、利用しやすい形式と適切なデバイスで必要な情報を受け取れるようにすること。

(e) 仙台防災枠組2015-2030に従い、あらゆるレベルの災害リスク軽減計画・戦略および気候変動に関する政策が、障害者と共に策定され、あらゆるリスク状況において障害者特有のニーズに明示的に対応することを確保すること。

(f) COVID-19の対応と復興計画において、ワクチン、保健サービス、その他の経済・社会プログラムへの平等なアクセスを確保し、パンデミックの悪影響に対処すること、緊急時に障害者を非施設化し、地域で生活するための適切な支援を提供するための措置を採用することに関して、障害の主流化を図ること。

障害者のリストの問題

障害者の防災マップ※自分たちの興味のある自治体を調べてみる

高齢障害者の問題

薬、トイレ、自閉症児

東日本大震災ではどうだった？

各自治体レベルで考える

障害者(児)家族防災パンフレット(小金井市)

法の下での平等な承認(第12条)

27. 当委員会が懸念していること

(a) 民法において、特に心理社会的・知的障害者の精神能力の評価に基づく法的能力の制限を認め、代議制を永続させることにより、障害者が法の下で平等に認められる権利を否定する法的規定。

(b) 2022年3月に承認された成年後見制度の利用促進に関する基本計画。

(c) 平成29年度障害者福祉サービスの提供に係る意思決定支援ガイドライン内の「本人の最善の利益」という用語の使用について。

28. 委員会は、法の下での平等な承認に関する一般的意見第1号(2014年)を想起し、締約国に対して勧告する。

(a) 代替的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、すべての差別的な法規定と政策を廃止し、すべての障害者が法の下で平等に認められる権利を保障するために、市民法を改正すること。

(b) すべての障害者が必要とする支援のレベルや形態にかかわらず、障害者の自律性、意思、好みを尊重する支援付き意思決定メカニズムを確立する。

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

5締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第十三条 司法手続の利用の機会

1締約国は、障害者が全ての法的手続(捜査段階その他予備的な段階を含む。)において直接及び間接の参加者(証人を含む。)として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。

2締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者(警察官及び刑務官を含む。)に対する適当な研修を促進する。

第十四条 身体的自由及び安全

1締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。

(a)身体的自由及び安全についての権利を享有すること。

(b)不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと。

2締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること(合理的配慮の提供によるものを含む。)を確保する。

意思決定支援ガイドラインの検討
成年後見(本人の財産の問題など)

法人後見

障害基礎年金

グループホーム入所だと障害基礎年金を使わない
どんどん貯金が増えていく

司法へのアクセス(第13条)

29. 当委員会は、懸念をもって留意する。

(a) 民事訴訟法及び刑事訴訟法の規定は、代理決定制度の下での障害者、入所施設の障害者、知的・心理社会的障害者の訴訟能力の欠如を理由として、司法へのアクセスを制限するものである。

(b) 障害者の効果的な参加を確保するための民事、刑事、行政手続における手続き上および年齢相応の便宜の欠如、および障害者にとって利用しやすい情報およびコミュニケーションの欠如。

(c) 裁判所、司法、行政施設に物理的にアクセスできないこと。

30. 委員会は、障害者の権利に関する特別報告者が作成した「障害者の司法アクセスに関する国際原則及びガイドライン(2020年)」と「持続可能な開発目標」16、目標3」を想起し、締約国に対して勧告する。

(a) 障害者の司法手続きに参加する権利を制限する法的規定を廃止し、すべての役割において他の人と平等に司法手続きに参加する完全な能力を認めること。

(b) 障害者のすべての司法手続において、関係者の障害にかかわらず、手続上および年齢に応じた便宜を図ることを保証する。これには、便宜のための訴訟費用の負担、および情報通信技術、キャプション、自閉症参照者、点字、イーजीリード、手話など利用しやすい形式での公式情報および手続に関する通信へのアクセスが含まれる。

(c) 裁判所の建物、司法施設及び行政施設の物理的なアクセス性を確保し、特に、ユニバーサルデザインによって、障害者が他の者と同様に司法手続にアクセスすることを保証する。

障害者の被告、原告の判例にはどんなものがあるか
日弁連の司法の相談窓口にはどんなものがあるか
障害司法でどんな研究があるのか読んでみる

人の自由と安全(第14条)

31. 当委員会が懸念していること

(a)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」によって正当化された、障害者の認識または実際の障害または危険性に基づく、精神科病院への強制収容と強制的治療を可能にする法律。

(b) 入院に関して、インフォームド・コンセントの定義が曖昧であるなど、障害者のインフォームド・コンセントの権利を保護するためのセーフガード(保護措置)が欠如している。

32. 委員会は、条約第14条に関するガイドライン(2015年)及び障害者の権利に関する特別報告者が出した勧告(A/HRC/40/54/Add.1)を想起し、締約国に対して以下のことを要請する。

(a) 障害者の強制入院を、障害を理由とする差別であり、自由の剥奪に相当するものと認識し、実際の障害または危険であると認識されることに基づく障害者の強制入院による自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止すること。

第十五条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

1いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

2締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第十六条 搾取、暴力及び虐待からの自由

1締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待(性別に基づくものを含む。)から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援(搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。)を確保することにより、あらゆる形態の搾取、

(b) 認識された、または実際の障害を理由とする非合意的な精神科治療を正当化するすべての法的条項を廃止し、障害者が強制的な治療を受けず、他の人と平等に同じ範囲、質、水準の医療を受けられることを保証するための監視機構を設置すること。

(c) 障害の有無にかかわらず、すべての障害者の自由意志に基づく同意の権利を保護するために、擁護、法的、その他すべての必要な支援を含むセーフガードを確保すること。

精神保健福祉法の歴史をみる必要がある

強制入院

精神病患者監護法※社会を精神障害者から守るという視点
ハンセン病の歴史※沖縄の例

拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰からの自由(第15条)。

33. 当委員会は、懸念をもって観察する。

(a) 精神科病院における障害者の隔離、身体拘束、化学拘束、強制投薬、強制認知療法、電気けいれん療法などの強制治療、および心神喪失の状態で大な事件を起こした者の医療と治療に関する法律など、そのような行為を正当化する法律。

(b) 精神科病院における強制・虐待の防止と報告を確保するための精神科審査会の範囲と独立性の欠如。

(c) 強制治療を受けている、あるいは長期入院している障害者の権利侵害を調査する独立した監視システムの欠如、精神科病院における苦情・不服申し立てメカニズムの欠如。

34. 委員会は、締約国に勧告する。

(a) 心理社会的障害者の強制的な扱いを正当化し、不当な扱いにつながるすべての法的規定を廃止し、心理社会的障害者に関するあらゆる介入が、条約の下での人権と義務に基づくことを保証すること。

(b) 障害者の代表組織と協力して、精神医学的環境における障害者のあらゆる形態の強制的かつ不当な扱いの防止と報告のための効果的な独立した監視機構を確立すること。

(c) 精神科病院における残虐、非人道的または品位を傷つける扱いを報告するための利用しやすいメカニズムを設置し、被害者のための効果的な救済措置を確立し、加害者の起訴と処罰を確保すること。

精神障害を巡る様々な問題

精神障害について、医療の世界では注目されてきた

教育では明確に位置付けられていない

教員養成の中で知的障害や発達障害は扱われているが

精神障害はそこまで扱われていない

非人道的とはどういうことか(世界人権宣言に依拠)

インフォームド・コンセントの問題

ノーマライゼーションの8つの原則を非人道的と

搾取、暴力、虐待からの自由(第16条)

35. 当委員会が懸念していること

(a) 障害のある子どもや女性、特に知的・心理社会的・感覚的障害のある人、施設に収容されている人に対する性的暴力や家庭内暴力が報告されており、それらの性的暴力からの保護や救済がなされていない。

(b) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する障害者法の適用範囲と有効性が欠如しており、教育、医療、刑事司法の場における障害のある子どもや女性を含む障害者に対する暴力の防止、報告、調査が妨げられていること。

暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。

3締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。

4締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置(保護事業の提供によるものを含む。)をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。

5締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策(女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。)を策定する。

第十七条 個人をそのままの状態に保護すること
全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態に尊重される権利を有する。

(c) 性的暴力に関連する司法過程における、被害者のための利用しやすい支援サービス、利用しやすい情報と報告メカニズム(居住施設における独立した報告システムを含む)の欠如、および専門知識、利用しやすさ、合理的な便宜の欠如。

(d) 法務省が2020年に設置した、子どもや障害者に対する性犯罪に関する「性犯罪に係る刑法研究会」に、障害者団体の代表が不在。

36. 2021年11月24日に発表された、障害のある女性及び少女に対するジェンダーに基づく暴力を排除するための行動を今すぐとるよう求める声明と、持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2及び5.5に沿って、委員会は、締約国に勧告する。

(a) 障害のある少女と女性に対する性的暴力と家庭内暴力に関する実態調査を実施し、障害のある子どもと女性に対するあらゆる形態の暴力と闘うための対策を強化し、彼らに利用できる苦情と救済メカニズムに関する利用しやすい情報を提供し、これらの行為が迅速に調査され、加害者が訴追され処罰され、被害者に救済措置が提供されるようにすること。

(b) 障害者自立支援法を見直し、障害者に対する暴力の防止をあらゆる場面で拡大すること、障害者に対する暴力・虐待の調査やその救済のための方策を確立すること。

(c) 居住施設を含む被害者支援サービス、支援サービスに関する情報、報告メカニズムへのアクセスを確保するための戦略をあらゆるレベルで策定し、司法過程における障害の人権モデル、アクセス性、合理的配慮に関する専門能力開発プログラムを関連の司法・行政担当者に提供すること。

(d) 性犯罪関連刑法研究会」に障害者団体の代表が有意義に参加することを確保すること。

障害者自立支援法

虐待防止法がどのくらい機能化しているか

グループホームなど外からの目が入らない施設

日常的な虐待

障害のある少女、女性を取り上げられている

人格の完全性の保護(17条)

37. 当委員会は懸念を持って観察している。

(a) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一括補償に関する法律(1948~1996年)に規定される補償制度は、本人の同意なく優生手術を受けた障害者に対する低額の補償を定め、障害者の情報公開への支援を省略し、時効を5年と定めていること。

(b) 障害のある女性や少女の自由意志と情報に基づく同意のない不妊手術、子宮摘出、中絶に関する報告。

38. 委員会は、締約国に勧告する。

(a) 障害者団体と緊密に協力し、旧優生保護法における優生手術の被害者に対する補償制度を改正し、すべての被害者が明示的に謝罪され、適切に救済されるよう、すべての事例の特定、臨時補償、補聴・代替コミュニケーション手段、情報へのアクセスなどの支援手段、申請期間を限定しないことなどが確保されること。

(b) 障害のある女性および少女に対する子宮摘出術を含む強制不妊手術および強制中絶を明示的に禁止し、強制医療介入を有害な行為として認識させ、あらゆる医療および外科的処置について障害者の事前かつ十分な説明を受けた上での同意を確保すること。

1990年代は不妊手術が行われていた

過去、スウェーデンやヨーロッパにおいても行われていた

	<p>国際的な優性保護の研究 妊娠中の検査、中絶の問題 優性思想の問題 社会を障害者の危機から守る 例、隔離施設 →20世紀に入ってなくなる ノーマライゼーションの推進と強制不妊手術との関連 強制不妊手術をして地域移行をしていた歴史 やまゆり事件、優性思想、障害のある子を生む生まない 問題</p>
--	---

障害者の権利条約と建設的対話報告の対応表

障害者の権利条約	建設的対話(国連)
<p>第十七条 個人をそのままの状態に保護すること 全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態に尊重される権利を有する。</p>	<p>人格の完全性の保護(17条) 37. 当委員会は、懸念を持って観察している。 (a) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一括補償に関する法律(1948～1996年)に規定される補償制度は、本人の同意なく優生手術を受けた障害者に対する低額の補償を定め、障害者の情報公開への支援を省略し、時効を5年と定めていること。 (b) 障害のある女性や少女の自由意志と情報に基づく同意のない不妊手術、子宮摘出、中絶に関する報告。</p> <p>38. 委員会は、締約国に勧告する。 (a) 障害者団体と緊密に協力し、旧優生保護法における優生手術の被害者に対する補償制度を改正し、すべての被害者が明示的に謝罪され、適切に救済されるよう、すべての事例の特定、臨時補償、補聴・代替コミュニケーション手段、情報へのアクセスなどの支援手段、申請期間を限定しないことなどが確保されること。 (b) 障害のある女性および少女に対する子宮摘出術を含む強制不妊手術および強制中絶を明示的に禁止し、強制医療介入を有害な行為として認識させ、あらゆる医療および外科的処置について障害者の事前かつ十分な説明を受けた上での同意を確保すること。</p>
<p>第十八条 移動の自由及び国籍についての権利 1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。 (a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。 (b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続(例えば、出入国の手続)を利用することを、障害に基づいて奪われないこと。 (c) いずれの国(自国を含む。)からも自由に離れることができること。 (d) 自国に戻る権利を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。</p> <p>2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有</p>	<p>移動の自由と戸籍の自由(第18条) 39. 当委員会が懸念していること (a) 知的・心理社会的障害者の入国拒否を認める出入国管理及び難民認定法第5条 (b) 入国管理局における十分な数の有資格通訳を含む合理的配慮と情報へのアクセシビリティの提供が不十分であること。</p> <p>40. 当委員会は、締約国に対し、次のことを勧告する。 (a) 社会心理的・知的障害者の入国拒否を認めている出入国管理及び難民認定法第5条第2項を改訂すること。 (b) 入国管理局において、必要な場合の合理的配慮の提供、および十分な数の有資格者通訳を含む情報へのアクセスを確保すること。</p> <p>他のもの？</p>

<p>する。</p>	
<p>第十九条 自立した生活及び地域社会への包容 この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。</p> <p>(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。</p> <p>(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すること。</p> <p>(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。</p>	<p>自立した生活と地域社会への参加(第19条) 41. 当委員会は、懸念を持って観察している。 (a) 知的障害者、心理社会的障害者、高齢者、身体障害者及び強力な支援を必要とする者の施設収容、特に地域以外の生活環境、及び障害児、特に知的、心理社会的又は感覚的障害を有する児童及び強力な支援を必要とする者の児童福祉法による各種施設収容を継続し、家庭及び地域生活を奪っている。 (b) 精神科病院における心理社会的障害者及び認知症患者の収容の促進、特に、精神科病院における心理社会的障害者の無期限入院の継続。 (c) 障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に関する法律」に基づき、親に扶養され、その家に住んでいる者や、グループホームなど特定の施設に入所している者など、障害者が居住地や場所、一緒に住む人を選択する機会が制限されていること。 (d) 入所施設や精神科病院に居住する主会社の脱施設化、および自立性と完全な社会包摂の権利との認識を含む、他の人と平等にコミュニティで自立した生活を送るための国家戦略と法的枠組みの欠如。 (e) 障害者の医学モデルに基づく地域社会での支援とサービスの付与のための評価スキーム。</p> <p>42. 自立した生活と地域社会に含まれることに関する一般的意見だい5号(2017年)および脱施設化に関するガイドライン(2022年)を参照し、委員会は締約国に強く要請する。 (a) 障害児を含む障害者の施設収容を廃止するため、予算配分の障害者の入所施設から障害者が地域社会で他の人と台頭に自立して生活するための手配と支援に振り向けることによって、迅速な措置をとること。 (b) 精神科に入院している障害者の全てのケースを見直し、無制限の入院をやめ、インフォームド・コンセントを確保し、地域社会で必要な精神保健支援とともに自立した生活を育むこと。 (c) 障害者が、居住地、地域のどこで誰と暮らすかを選択する機会をグループホームを含む徳的に生活形態に住むことを義務付けられないようにし、障害者が自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること。 (d) 障害者団体と競技の上、障害者の自律と完全な社会的包摂の権利の承認を含め障害者が施設から他の人と平等に地域社会で自立した生活を効果的に移行することを目指す、期限付きのベンチマーク、人材、技術、資金を伴う法的枠組みおよび国家戦略、ならびにその実施を確保するための都道府県の義務付けを開始すること。 (e) 障害者が地域で自立して生活するために支援体制を強化する。これには、あらゆる種類の集合施設の外にある自立したアクセス可能で安価な住宅、個人的な支援、ユーザー主導の予算、地域内のサービスへのアクセスなどが含まれる。 (f) 障害者の社会参加とインクルージョンのために、障害者の社会サービスにおける障壁と必要な評価を含む、コミュニティにおける支援とサービス付与のための既存の評価ス</p>

	<p>キームを障害者の人権モデルに基づいていることを確認するために改訂すること。</p>
<p>第20条 個人の移動を容易にすること締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。</p> <p>(a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。</p> <p>(b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること(これらを負担しやすい費用で利用可能なものとするを含む。)</p> <p>(c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。</p> <p>(d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。</p>	<p>パーソナルモビリティ(第20条)</p> <p>43. 当委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 法律上に制約から、通勤・通学などの目的で地域生活支援サービスを利用することはできない、また、長時間利用することもできない。</p> <p>(b) 特に大都市以外の地域で質の高い移動補助具、装置、支援技術、障害者の生活支援・仲介の形態へのアクセスが不十分である。</p> <p>44. 委員会は締約国に勧告する。</p> <p>(a) を確保すること。障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく制限を撤廃し、全ての地域において障害者の自由な身の回りの移動</p> <p>(b) 現地修理の促進、政府・税制上に補助金の提供、税金・関税の免除など、必要な移動支援機器・技術がすべての障害者にとって安価であることを保証するための努力を強化する。</p>
<p>第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。</p> <p>(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。</p> <p>(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。</p> <p>(c) 一般公衆に対してサービス(インターネットによるものを含む。)を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。</p> <p>(d) マスメディア(インターネットを通じて情報を提供する者を含む。)がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。</p> <p>(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。</p>	<p>表現と意見の自由、情報へのアクセス(第21条)</p> <p>45. 委員会は懸念している。</p> <p>(a) 盲ろう者など、より手厚い支援を必要とする人を含む、全ての障害者の情報提供やコミュニケーション支援に欠ける。</p> <p>(b) テレビ番組やウェブサイトを含む公共情報及びコミュニケーションアクセスを得る上で障害者が直面する障害及び地方自治体間の格差。</p> <p>(c) 日本の手話が公用語として法律で認められていないこと、手話の教育が行われていないこと、生活のあらゆる場面で手話通訳が行われていないこと。</p> <p>46. 委員会は、締約国に勧告する。</p> <p>(a) ウェブサイト、テレビ、メディアサービスなど、公衆に提供される情報のアクセシビリティを確保するため、あらゆるレベルで法的拘束力のある情報通信基準を策定する。</p> <p>(b) 展示、盲ろう者用通訳、手話、イーजीリード、平易な言葉、音声記述、ビデオ転写、字幕、感覚、補強、代替手段など、利用しやすいコミュニケーション形式の開発、促進、利用のために十分な資金を割り当てる。</p> <p>(c) 日本手話を国レベルの公用語として法律で定め、生活のあらゆる場面で手話へのアクセスとその使用を促進し、有能な手話通訳者の訓練と利用可能性を確保すること。</p>
<p>第22条 プライバシーの尊重</p> <p>1 いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかなる問わす、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。</p> <p>2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。</p>	<p>プライバシーの権利(第22条)</p> <p>47. 当委員会は、障害者に関する情報が、民間及び公的セクター内のサービス提供者によって、本人の同意も合理的な目的もなく収集される可能性があり、マイナンバー法及び個人情報保護に関する法律を含む既存の法律によって、障害者の秘密保持及びプライバシー保護が十分に確保されていないことを懸念している。</p> <p>48. 委員会は、締約国に対し、障害者データ保護に関する法律を強化し、データ対象者の個人的、自由かつ情報に基づく同意または法律で定められたその他の正当な被差別的根</p>

	<p>拠に基づき処理されること、明示的、特定のかつ正当な目的のために収集されたこれらの目的と矛盾しない方法で処理されないこと、合法的、公正かつ透明な方法で処理され、データ対象者が有効な救済を受ける権利を有すること、を保証することを勧告する</p>
<p>第二十三条 家庭及び家族の尊重</p> <p>1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。</p> <p>(a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。</p> <p>(b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。</p> <p>(c) 障害者(児童を含む。)が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。</p> <p>2 締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。</p> <p>3 締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。</p> <p>4 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己の障害又は父母の一方若しくは双方の障害に基づいて父母から分離されない。</p> <p>5 締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払う。</p>	<p>家庭と家族の尊重(第23条)</p> <p>49. 当委員会は、懸念をもって留意する。</p> <p>(a) 民法(第770条)において、心理社会的障害を離婚の条件とする差別規定。</p> <p>(b) 障害を持つ子どもを家族から引き離し、障害を理由に特定の生活環境に収容すること。</p> <p>50. 委員会は締約国に勧告する。</p> <p>(a) 心理社会的障害を離婚の条件とする民法770条第1項4号など、障害者に対する大別的な規定を撤廃すること。</p> <p>(b) 障害のある児童の家族生活に対する権利を認め、障害のある親を含む障害のある児童の親に対し、障害を理由に家族が分離することを防ぐためにその養育責任の遂行において早期介入及び包括的支援を含む適切な援助を行い、また、肉親が世話をすることができない場合には、地域社会の中で家庭的な環境において代替の世話を提供するためにあらゆる努力をすること。</p>
<p>第二十四条 教育</p> <p>1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段</p>	<p>教育(第24条)</p> <p>51. 委員会は懸念している。</p>

階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要な合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
- (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
- (c) 盲人、聾者又は盲聾者(特に盲人、聾者又は盲聾者である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員(教育のいずれの段階において従事するかを問わない。)に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

(a) 障害のある子どもたちの分離された特別教育の存続。医療に基づく評価により、障害のある子どもたち、特に知的または心理社会的障害のある子どもたちより集中的な支援を必要とする子どもたちにとって、通常的环境での教育は、アクセスしにくいものになっており、通常の学校における特別支援教育クラスの存在も同様である。

(b) 障害児を普通学校に入学させる準備が整っていないとの認識と事実による入学拒否、2022年に出された特別学級の児童生徒が在学時間の半分以上を普通級で過ごさないようにするとの大臣通達がある。

https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf

(c) 障害を持つ学生に対する合理的配慮の提供が不十分である。

(d) 通常教育の教師のスキル不足とインクルーシブ教育に対する否定的な態度。

(e) ろう児のための手話教育、盲ろう児のためのインクルーシブ教育など、通常の学校における代替、補強手段やコミュニケーション・情報の欠如。

(f) 大学入試や学習過程など、高等教育における障害のある学生の障壁に対処する、国の包括的な政策の欠如。

52 委員会は、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号(2016年)および持続可能な開発目標4、目標4.5および指標4(a)を想起し、締約国に対し、次のことを強く要請する。

(a) 分離された特別な教育をやめる目的で、教育に関する国家政策、法律、行政上の取り決めの中で障害のある子どもがインクルーシブ教育において、合理的配慮と必要とする個別の支援を受けられるように、特定の目標、時間枠、十分な予算で、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。

(b) 全ての障害児の普通学校への通学を保障し、普通学校が障害児の普通学校を拒否することを許さない「不登校」条項と方針を打ち出し、特殊学級関連の大臣告示を撤回すること。

(c) 障害のあるすべての子どもたちが、ここの教育的欲求を満たし、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保証する。

(d) インクルーシブ教育について、通常教育の教員及び教員以外の教育関係者の研修を確実にに行い、障害者の人権モデルについての認識を高めること。

(e) 点字、イージーリード、ろう児の手話教育、包括的教育環境におけるろう文化の促進、盲ろう児の包括的教育へのアクセスなど、通常教育環境における拡張・代替コミュニケーション様式および方法の使用を保証すること。

(f) 大学入試や学習過程など、高等教育における障害のある学生のバリアに対応する全国的な包括政策を策定する。

<p>5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。</p>		
--	--	--

障害者権利条約と建設的対話報告の対応表

障害者の権利に関する条約	建設的対話報告(国連)
<p>第二十五条 健康 締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス(保健に関連するリハビリテーションを含む。)を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。 (a)障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画(性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。)を提供すること。 (b)障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス(早期発見及び適当な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。)を提供すること。 (c)これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会(農村を含む。)の可能な限り近くにおいて提供すること。 (d)保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療(例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療)を障害者に提供するように要請すること。 (e)健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。 (f)保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。</p>	<p>健康(第25条)</p> <p>53. 委員会は、懸念をもって留意する。 (a) 障害者、特に女性障害者、心理社会的または知的障害者が、保健医療サービスを利用する際に直面する障害(アクセスしにくい保健医療施設や情報、合理的配慮の欠如、保健部門の専門家の障害者に対する偏見など)。 (b)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されているように、精神科医療が一般医療から隔離されており、地域密着型の健康サービスやサポートが十分に提供されていないこと。 (c) すべての障害者、特に女性と女兒に対して、質の高い、年齢に応じた性と生殖に関する保健サービスおよび性教育へのアクセスを他者と同等に確保するための限られた措置。 (d) より高度な支援を必要とする障害者に対する医療費助成が不十分である。 54. 条約第25条と持続可能な開発目標の目標3.7及び3.8との関連性を考慮し、委員会は締約国に勧告する。 (a) 公共および民間の医療提供者によるアクセシビリティ基準の実施と合理的配慮の提供を確保することを含め、すべての障害者のために質の高い、性別に配慮した医療サービスを確保する。 (b) 保健サービスに関して、点字、手話、Easy Readなど、障害者が利用しやすい形式で情報が提供されることを保証する。 (c) 医療従事者のトレーニングに障害の人権モデルを組み入れ、すべての障害者があらゆる医療および外科的治療に対して自由意志と説明による同意を得る権利を有することを強調すること。 (d) 心理社会的障害者の組織と緊密に協議しながら、強制力のない地域ベースの精神保健支援を開発し、精神保健医療を一般医療から分離する制度を解体するために必要な立法措置および政策措置を採用すること。 (e) 質の高い、年齢に応じた性と生殖に関する保健サービスおよび包括的なセクシュアリティ教育が、すべての障害者、特に障害女性と女兒を包含し、アクセス可能であることを確認する。 (f)本人の負担能力に応じた 医療費助成の仕組みを確立し、より手厚い支援を含むすべての障害者に拡大すること。</p>
<p>第二十六条 ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーション 1締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置(障害者相互による支援を通じたものを含む。)をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。 (a)可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。</p>	<p>ハビリテーションとリハビリテーション(第26条)</p> <p>55. 当委員会は懸念をもって留意する。 (a)特に大都市以外では、子どもを支援するための包括的かつ分野横断的な居住・リハビリテーションサービスが不足していること。</p>

(b)地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会(農村を含む。)の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。

2締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。

3締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第二十七条 労働及び雇用

1締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置(立法によるものを含む。)をとることにより、労働についての障害者(雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。)の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

(a)あらゆる形態の雇用に係る全ての事項(募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。)に関し、障害に基づく差別を禁止すること。

(b)他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件(均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。)、安全かつ健康的な作業条件(嫌がらせからの保護を含む。)及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。

(c)障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。

(d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な練習を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。

(e)労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。

(f)自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。

(g)公的部門において障害者を雇用すること。

(h)適当な政策及び措置(積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。)を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。

(i)職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。

(j)開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。

(k)障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

2締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれること及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。

第二十八条 相当な生活水準及び社会的な保障

1締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準(相当な食糧、衣類及び住居を含む。)についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを

(b) ハビリテーションやリハビリテーション・プログラムにおける医療モデルの重視、障害の種類や性別、地域による支援の違い。

56. 委員会は、締約国に勧告する。

(a) 包括的かつ部門横断的なリハビリテーションおよびリハビリテーションサービス、プログラムおよび技術へのアクセスを、彼らのコミュニティ内、およびすべての締約国において確保するための措置を採用すること。

(b) 障害の人権モデルを考慮した上で、ハビリテーションとリハビリテーションのシステムを拡大し、すべての障害者が個々の要件に基づいてこれらのサービスを利用できるようにすること。

仕事と雇用(第27条)

57. 委員会は懸念している。

(a) 障害者、特に知的障害者や心理社会的障害者が、保護された作業場や雇用関連の福祉サービスに隔離され、低賃金で、開かれた労働市場への移行の機会が制限されていること。

(b) 障害者が直面する雇用の障壁。アクセスしにくい職場、官民双方における不十分な支援と個別対応、限られた移動支援、障害者の能力について雇用者に提供される情報などが含まれる。

(c) 障害者雇用促進法に規定された障害者雇用率制度に関する地方自治体及び民間企業における格差、及びその実施を確保するための透明で効果的な監視メカニズムの欠如。

(d) 職場でより集中的な支援を必要とする人のための身体介護サービスの利用に関する制限。

58. 委員会は、持続可能な開発目標の目標 8.5 に沿って、締約国に勧告する。

(a) 障害者が、保護された作業場や雇用関連の福祉サービスから、民間および公的部門における開かれた労働市場へと、包括的な労働環境の中で、同等の価値の仕事に対して同等の報酬を受けられるよう、移行を加速させる努力を強化すること。

(b) 職場の建築環境が障害者にとって利用しやすく、適合していることを確認し、あらゆるレベルの雇用者に、個別支援と合理的配慮を尊重し、適用するための研修を提供する。

(c) 公共・民間部門において、障害者、特に知的・心理社会的障害者及び女性の障害者の雇用を奨励・確保するための積極的措置及びインセンティブを強化し、その適切な実施を確保するための効果的な監視機構を確立すること。

(d) 職場でより集中的な支援を必要とする人への個人的支援の利用を制限する法的規定を撤廃する。

十分な生活水準と社会的保護(第28条)

認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。
2締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。

- (a)障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。
- (b)障害者(特に、障害のある女子及び高齢者)が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用する機会を有すること。
- (c)貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助(適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含む。)を利用する機会を有すること。
- (d)障害者が公営住宅計画を利用する機会を有すること。
- (e)障害者が退職に伴う給付及び計画を利用する均等な機会を有すること。

第二十九条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

(a)特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること(障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。)を確保すること。

(i)投票の手續、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。

(ii)障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。

(iii)選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。

(b)障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。

(i)国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。

(ii)国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

59. 当委員会が懸念していること

(a) 障害者及びその家族が十分な生活水準を確保できるよう、障害関連費用を負担する規定を含む社会的保護制度が不十分である。

(b) 障害年金は国民の平均所得と比較して著しく低い。

(c) 民間および公共住宅に適用されるアクセシビリティ基準に関する進捗は限定的。

60. 条約第28条と持続可能な開発目標の目標1.3との関連を考慮し、委員会は締約国に対し、次のことを勧告する。

(a) 障害者に適切な生活水準を保証し、特に集中的な支援を必要とする障害者の障害関連追加費用を賄うために、社会保護制度を強化すること。

(b) 障害者団体と協議の上、障害年金の額に関する規定を見直すこと。

(c) 民間および公共住宅に適用される法的拘束力のあるアクセシビリティ基準を確立し、その実施を保証する。

政治的および公的な生活への参加(第29条)

61. 当委員会は、懸念をもって留意する。

(a) 障害者の多様性に応じて、投票手続き、施設、資料の利用しやすさが制限されていること、選挙関連情報が不十分であること。

(b)特に障害のある女性にとって、政治生活や行政に参加し、役職に就き、公的な機能を果たす上での障害。

62. 委員会は、締約国に勧告する。

(a) 公職選挙法を改正し、選挙放送やキャンペーンなどの選挙関連情報の調整とともに、投票手続き、施設、資料が、すべての障害者にとって適切でアクセスしやすく、理解しやすく使いやすいものになるようにする。

(b) 障害者、特に女性の障害者の政治生活および行政への参加が促進され、支援技術や新しい技術の使用を促進し、個人秘書を提供することによって、あらゆるレベルの政府で効果的に役職に就き、あらゆる公的機能を果たすことができるようにすること。

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加(第30条)

1締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。

(a)障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。

(b)障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。

(c)障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所(例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス)を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

2締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。

3締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。

4障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性(手話及び聾文化を含む。)の承認及び支持を受ける権利を有する。

5締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。

(a)障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。

(b)障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。

(c)障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。

(d)障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動(学校制度におけるこれらの活動を含む。)への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。

(e)障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

第三十一条 統計及び資料の収集

1締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報(統計資料及び研究資料を含む。)を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。

(a)障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置(資料の保護に関する法令を含む。)を遵守すること。

(b)人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。

2この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立つために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。

3締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

63. 当委員会が懸念していること

(a) 観光地や娯楽施設でのアクセシビリティが制限されている。

(b) テレビ番組、文化活動、電子出版物へのアクセスを妨げるもの。

(c) スポーツイベントへの参加に関する制限、特に聴覚障害者、難聴者、盲ろう者に関するもの。

64. 委員会は、締約国に勧告する。

(a) 小規模なものも含め、観光地や娯楽施設でのアクセシビリティ確保に向けた取り組みを強化する。

(b) アクセシブルなフォーマットによるテレビ番組や文化活動へのアクセスを確保し、アクセシブルな出版物の利用可能性を高めるためにマラケシュ条約を実施するための措置を強化すること。

(c) 合理的配慮の提供を含む、すべての障害者のスポーツ活動へのアクセスを確保する。

統計とデータ収集(第31条)

65. 当委員会は懸念をもって留意する。

(a) 生活のあらゆる分野をカバーする、障害者に関する包括的な細分化されたデータベースの欠如。

(b) 実施した調査における、入所施設や精神科病院での障害者の見過ぎ。

66. 委員会は、障害者に関するワシントン・グループの質問集と経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会の政策マーカーを想起し、締約国が生活のあらゆる領域で、年齢、性別、障害の種類、必要とする支援の種類、性的指向と性自認、社会経済状況、民族性、居住地(居住施設と精神病院を含む)などの様々な要素によって細分化した障害者に関するデータ収集システムとデータ基盤を整備するよう勧告する。

第三十二条 国際協力

1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会(特に障害者の組織)と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。

(a) 国際協力(国際的な開発計画を含む。)が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。

(b) 能力の開発(情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。)を容易にし、及び支援すること。

(c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。

(d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助(利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。)を提供すること。

2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第三十三条 国内における実施及び監視

1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。

2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み(適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。)を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。

3 市民社会(特に、障害者及び障害者を代表する団体)は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

国際協力(第32条)

67. 委員会は、国際協力機構の「障害と開発に関するテーマ別ガイドライン」(2015年)に留意しつつ、国際協力事業における障害の主流化が十分に適用されておらず、障害に対する人権モデルのもと、障害者団体との密接な協議によって関連戦略やプログラムが策定されていないことを懸念している。

68. 委員会は、締約国に勧告する。

(a) 障害者団体の緊密な協議と積極的な関与のもと、あらゆるレベルにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施と監視において、障害者の権利を主流化すること。

(b) アジア太平洋障害者の十年(2013-2022)及び「アジア太平洋障害者の『権利を実現する』ための仁川戦略」の実施に向けた協力を強化すること。

国内での実施と監視(第33条)

69. 当委員会は、次のことを懸念している。

(a) 締約国には、パリ原則に沿った国内人権機関が存在しない。

(b) 条約の監視機構として設置された障害者政策委員会は、内閣府にあり、その範囲は限定されており、委員の中に障害の多様性やジェンダーバランスを代表するものは不十分である。

70. 委員会は、締約国が独立した監視の枠組みおよび委員会の作業への参加に関するガイドラインを考慮し、パリ原則を完全に遵守して、人権の保護に関する幅広いマンドートと十分な人的、技術的および財政的資源を有する国内人権機関を設立し、その枠組みの中で、障害者政策委員会の正式能力を強化し、条約の実施を監視するためにそのメンバーの中で独立、障害の多様性の代表およびジェンダーバランスを保証することを勧告する。